会　議　記　録

会議名称	第７回北本市空家等対策協議会
開会及び閉会日時	令和２年１月２３日（木） 開会：午前１０時００分　　閉会：午前１１時１５分
開催場所	庁舎２階会議室２－Ａ・Ｂ
議長氏名	会長　三宮幸雄
出席委員(者)氏名	三宮幸雄、谷津英治、伊藤亥一郎、柴崎幹夫、 岡野貞子、高橋久雄
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	都市計画課　課長　佐々木道 主幹（GL）山本浩之、主幹　中村　健
事務局職員職氏名	都市計画課　課長　佐々木道 主幹（GL）山本浩之、主幹　中村　健
会議次第	１　開　　会 ２　会長挨拶 ３　議　　事 （１）北本市空き家等の適切な管理に関する条例について （２）平成３０年住宅・土地統計調査の集計結果について （３）北本市空家等対策計画の見直しについて （４）苦情・相談のあった空き家の対応について ４　閉　　会
配布資料	・会議次第 ・資料１「北本市空き家等の適切な管理に関する条例」の主な内容 ・資料２　北本市空き家等の適切な管理に関する条例 ・資料３　北本市空き家等の適切な管理に関する条例施行規則 ・資料４　県内における空家等条例の規定状況 ・資料５　平成３０年住宅・土地統計調査の集計結果について ・資料６　北本市空家等対策計画の見直しについて ・資料７　苦情・相談のあった空き家の対応について ・当日配布資料 　北本市空家等対策計画見直しスケジュール（案）

発言者	発言内容・決定事項
課　長	1　開会
会　長	2　会長挨拶（三宮市長から挨拶）
	3　議事
課　長	それでは、北本市空家等対策協議会規則第７条の規定に基づきまして、会長が議長となりますので、議事進行についてお願いします。
議　長	議事進行については、私の方で進めさせていただきます。 次第３　議事ですが、本日は４件ございますが、議事に先立ち、議事（４）苦情・相談のあった空き家の対応については、内容の一部に個人情報に関する事項があるため北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第２条に基づき会議の公開又は非公開を委員の皆様にお諮りすることになっております。 議事（４）につきましては非公開にしたいと考えておりますが、委員の皆様いかかでしょうか。
	<委員の意見確認>意見等なし
議　長	特に異議はございませんでしたので、議事（４）につきましては非公開とさせていただきます。 それでは、議事（１）北本市空き家等の適切な管理に関する条例について、事務局より説明をお願いします。
	<事務局説明>
議　長	事務局より議事（１）の説明がありました。 委員の皆様、何か質問等はございますか。

発　言　者	発　言　内　容・決　定　事　項
高橋委員	条例第１０条第３項の費用徴収で所有者が支払わない場合はどうするのか。差押えなどはできるのか。
主幹(GL)	費用請求して支払われないことも想定できる。債権は税金等の強制徴収ではなく非強制徴収公債権になるため、強制徴収ができないことから、拒否された場合は最初に督促をすることになる。それでも拒否する場合は裁判所に申立てをして、民事執行法による強制執行が確定した後に、財産を差押さえて債権回収をすることになる。 しかし、差押えをするには相当な時間と費用がかかるため、緊急安全措置に要した金額が大きい場合に実施する等、事例の状況によって対応することになると考えている。
伊藤委員	確認であるが、緊急安全措置と助言・指導から公表をすることは別のこととして捉えることで良いか。公表をしても緊急安全措置に至らない空き家もあるということか。
主幹(GL)	そのとおりである。緊急安全措置は税金を投入するため、公共に影響する場合に限って行うことになる。
伊藤委員	条例の空き家は法律の特定空家とは異なっているので、我々も理解しておかなければならない。
主幹(GL)	条例は特定空家にならないように予防的な対策をする位置づけである。また、台風などで早急に対応が必要な場合は、緊急安全措置で対応できるように規定した。
高橋委員	これまでは条例がなかったため、台風などで緊急安全措置が必要であっても市では対応できなかった。
主幹(GL)	そのとおりで空き家の所有者にお願いするしかない。

発言者	発言内容・決定事項
伊藤委員	特定空家の認定は難しい。条例が施行されれば市が直接、措置することができる。
会　長	条例に代執行がないが何故か。
主幹(GL)	代執行は法律で特定空家等に認定されれば最終的に代執行することができる。
会　長	八潮市の条例はまちの景観についても定めているが、この条例は火災跡の対応は可能か。本市の条例で空き家「等」と定めているから、まちの景観も対象にしてはどうか。
主幹(GL)	法律でも景観の表記はあるが、条例の緊急安全措置での対応は難しいと考えている。
会　長	市内に火災跡がずっと残っているところがある。隣接地も被害を受けた。この火災跡はこのまちにとって良くない。
主幹(GL)	街並みについては景観条例を策定して建物のみでなく、看板などについても対処している自治体がある。 ヨーロッパのように行政が規制することができれば可能であるが、日本においては所有権が強いため景観の制限等には限界がある。
会　長	八潮市は空き家条例で景観についても定めている。景観で対応した事例があるかどうか、八潮市の担当者に確認して欲しい。大型の倉庫を建設する予定のところがあり、景観が悪くなるという意見がある。 高さ制限もあるのかどうか調べて欲しい。

発言者	発言内容・決定事項
伊藤委員	この条例は危険な状態の空き家に対する緊急安全措置を定めているので、景観は別の条例で定めるほうが良いと思う。 しかし、八潮市の条例が景観について、どのように定めているのか、確認をお願いしたい。
谷津委員	八潮市が条例に景観を入れた理由を確認して欲しい。
柴崎委員	条例のことではないが、先ほどの火災跡地は墨が残っているので、煙草のポイ捨てがあったら、また火災になると思う。
会　長	空き家「等」としているので景観についても対応できないかと思った。八潮市が景観について対応しているようなので、検討して欲しい。
主幹(GL)	了解した。
議　長	他にございますか。 無いようでしたら議事（１）は終了いたします。
議　長	次に議事（２）平成３０年住宅・土地統計調査の集計結果について、事務局より、説明をお願いします。
	＜事務局説明＞
議　長	事務局より「議事（２）」の説明がありました。 委員の皆様、何か質問等はございますか。
	＜質疑・応答＞質疑等なし
議　長	無いようなので議事（２）は終了とさせていただきます。

発言者	発言内容・決定事項
議　長	次に議事（３）北本市空家等対策計画の見直しについて、事務局より説明をお願いします。 ＜事務局説明＞
議　長	事務局より議事（３）の説明がありました。 委員の皆様、何か質問等はございますか。
伊藤委員	北本市空家等対策計画１２ページの第３章の１基本的な方針に先ほども議論のあった「景観」を追記してはどうか。生活環境の中に「景観」も入っていると思う。法律に「景観」が表記されているので基本方針に追記してはどうか。
主幹(GL)	「景観」の表記について検討する。
議　長	他にございますか。 無いようでしたら議事（３）は終了いたします。
議　長	次に議事（４）苦情・相談のあった空き家の対応について、事務局より説明をお願いします。 **議事（４）苦情・相談のあった空き家の対応について** **［非公開］**
議　長	他にございますか。 無いようでしたら議事（４）は終了いたします。
議　長	そのほか、議事全体を通しまして御質問、御意見などございますか。 無いようでしたら、これをもちまして次第３　議事は終了いたします。

発言者	発言内容・決定事項
議　長	ここで、議長の任務を解かせていただきます。慎重なご審議、ありがとうございました。 これより進行を事務局に戻します。
課　長	貴重なご意見、ありがとうございました。 以上を持ちまして、第７回北本市空家等対策協議会を閉会いたします。 本日はありがとうございました。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和2年　1月23日　　会長　三宮幸雄